

# 市内循環バス「川越シャトル」広告付デジタルサイネージ 設置・運用等業務 仕様書

## 1 目的

市内循環バス（以下「川越シャトル」という。）に広告付デジタルサイネージ（以下「デジタルサイネージ」という。）を設置し、行政情報や企業情報等をバス利用者に提供することによりサービスの向上を図るとともに、設置事業者から広告料を納入していただくことにより、川越シャトルの新たな財源を確保することを目的とする。

## 2 川越シャトルの運行概要及び設置する車両等

### (1) 川越シャトルの運行概要

- ・運行系統数は全 13 系統
- ・運行事業者は、東武バスウエスト株式会社（5 台）、西武バス株式会社（6 台）、イーグルバス株式会社（1 台）の 3 社
- ・毎日運行（12 月 29 日から 1 月 3 日を除く）

### (2) 設置する車両

- ・車名：日野自動車 ポンチョ（ロングタイプ、2 ドア）

### (3) 設置基数

バス 1 台にデジタルサイネージ 1 基を設置するものとし、全 12 台に設置する。

なお、保有車両の変更等により設置台数を変更する場合は、別途協議するものとする。

## 3 協定期間

設置事業者とは協定を締結するものとし、協定期間は協定締結日から令和 11 年 3 月 31 日までとする（ただし、川越シャトルの運行が中止となった場合などで期間が短くなる場合がある）。

なお、期間満了 3 箇月前までに書面による申出がない限り、満

了日の翌日から1年毎に自動更新するものとする。

#### 4 設置するデジタルサイネージの規格及び条件並びに設置事業者の遵守事項

##### (1) 業務内容

川越シャトルに広告付デジタルサイネージを設置し、機器の運用や維持管理を行う。

また、デジタルサイネージに、行政情報の放映、民間企業等の広告を放映するため、コンテンツを制作するほかに、川越市内に所在する民間企業等を中心に広告主の募集や選定も実施する。

##### (2) 設備本体

ア 設置するデジタルサイネージは次のとおりと同等若しくはそれ以上の性能とする。

品名	・ LCD モニター
画面サイズ	・ 21.5 インチ、16:9IPS 液晶 ・ モニター外寸：高さ 308mm×幅 516mm×奥行 56.8mm 程度
輝度	・ 300cd/m <sup>2</sup>
使用電圧	・ DC24V—DC12V (12V3A 25~30W)
起動方法	・ 車両メイン電流連動式及び電源スイッチ (ON/OFF) により制御できること。
解像度	・ FHD (1920×1080)
通信機能	・ 4G/LTE 通信機能が搭載されていること。 ・ 遠隔で掲載内容の更新が可能とすること。 ・ 機器動作状況を遠隔で確認でき、トラブル発生時に早急に復旧ができるようにすること。
放映可能コンテンツ	・ 静止画 (JPEG・PNG 形式等) 及び動画 (MP4

	形式)
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省スペースのため、モニター内蔵で LTE、PC 同等の機能が備わっていること。</li> <li>・バス運転中の振動に耐えうるよう LCD モニターを取り付けて、固定をすること。</li> <li>・LCD モニター及び構成部品の落下防止など、安全性に十分配慮し、取り付けること。</li> </ul>

イ 急ブレーキの際等の機器の脱落等に対する防止策を十分に講じ、撤去の際は原状復帰すること。また、事故等が発生した場合は、設置事業者の責任において速やかに解決すること。

ウ 周囲と調和のとれた色合い等とすること。なお、設置する機器について、あらかじめ市担当者及びバス事業者と協議し、了解を得ること。

エ 機器の操作など、運転手をはじめ運行事業者の負担とならないこと。

### (3) 設置場所

原則としてバス運転席の後方のスペースとする。なお、協定締結後にバス事業者とバス車両を確認し、設置場所を選定すること。

## 5 広告及び行政情報の掲載

### (1) 広告の内容等について

ア デジタルサイネージへ広告を掲載する広告主の選定及び広告の内容（以下「広告内容等」という。）について、「川越市広告掲載に関する要綱」及び「川越市広告掲載基準」並びに関係法令を遵守するとともに、設置事業者内で審査し、市の承認を得ること。また、市の承認を得るため、掲載する広告に関する必要な資料を市に提出すること。

イ 広告内容等について、バスの公共性、美観及びバス利用者への影響に配慮すること。

ウ 広告の制作及び掲載に関する作業は、設置事業者の負担により調整、実施するものとし、広告物は設置事業者の責任において掲出すること。

(2) 行政情報について

ア デジタルサイネージの掲載画面について、設置事業者は市に対し、一定程度の行政情報枠を無償提供し、掲載すること。

イ 掲載する行政情報について、市が提供する原稿に従い制作し掲載すること。

ウ 静止画だけでなく、動画（MP4形式）での掲載も可能とすること。

## 6 費用負担

設置事業者が負担すべき費用は次のとおりとし、市及び運行事業者の費用負担はないものとする。

(1) 設置費等

デジタルサイネージ及び必要機器の制作・調達、設置、運用、撤去その他レイアウト変更等に伴う移設及び維持管理、広告募集、広告及び行政情報の放映、その他事業実施に関する一切の費用は設置事業者による負担とする。

(2) 広告料

ア 設置事業者の提案に基づく金額を広告料として市に納入すること。また、バス利用者数の増減に伴う金額の変更は行わない。なお、支払われた広告料は返還しないこととするが、市の責めに帰すべき理由で広告を掲載できなかった場合は、別途協議するものとする。

イ 広告料は、本市の発行する納付通知書により支払うこと。また、期間が1年に満たない部分については、月割で計算

し、1月に満たない部分については、1月を30日として日割計算により当該月の額とする。

## 7 その他

- (1) デジタルサイネージの破損や汚損、設置場所の変更などメンテナンスをその都度行うこと。特に市やバス事業者、利用者等に影響を及ぼす破損及び故障等については、即日状況を確認し、応急処置をすること。
- (2) 広告内容等に関する責任の所在、問合せ先に関するコンテンツを1枠以上放映すること。
- (3) 本業務の遂行にあたり、設置事業者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。
- (4) 設置事業者の責に帰すべき事由において、市又は第三者に損害を与えた場合は、設置事業者がその損害を賠償すること。
- (5) 本仕様書において、明示なき事項または疑義が生じた場合、その都度、市担当者と協議するものとする。

## 8 担当課

川越市都市計画部交通政策課 公共交通担当 榎本、神谷

住所：〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1

電話：049-224-5519（直通）

FAX：049-225-9800（共用）

E-mail：kotsu★city.kawagoe.lg.jp

（送信の際は、★を@に置き換えてください。）